青森市水道事業条例施行規程

〇青森市水道事業条例施行規程

平成十七年四月一日 水道部管理規程第二十七号 改正 平成一八年三月上下水管規程第二号 平成一九年九月上下水管規程第四号 平成二四年二月企管規程第一号 平成二七年三月企管規程第四号 平成三一年三月企管規程第一号 平成三一年四月企管規程第一〇号 令和元年一二月企管規程第一〇号 令和元年一二月企管規程第一五号 令和二年五月企管規程第六号 令和三年三月企管規程第三号

目次

第一章 総則(第一条·第二条)

第二章 給水装置(第三条—第五条)

第三章 給水 (第六条—第十四条)

第四章 料金及び加入金 (第十五条-第二十六条)

第五章 貯水槽水道(第二十七条)

第六章 雑則(第二十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、青森市水道事業条例(平成十七年青森市条例第二百二十三号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平成一八上下水管規程二・一部改正)

(定義)

第二条 この規程において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。 第二章 給水装置

(給水装置の新設等の申込み等)

第三条 条例第四条第一項の規定により、給水装置の新設等の承認を受けようとする者(以

下「新設等申込者」という。)は、給水装置新設等申込書(様式第一号)を公営企業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申込書の提出があったときは、当該申込書の内容を審査の上給水装置 の新設等の可否を決定し、当該新設等申込者にその旨を通知するものとする。
- 3 新設等申込者は、第一項の申込書の内容に変更があったとき又は当該給水装置の新設等 を取りやめようとするときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(平成一八上下水管規程二・一部改正)

(設計審査)

第四条 条例第六条第二項の設計審査の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 一 給水栓まで直接給水するものにあっては、給水栓まで
- 二 受水タンクを設けるものにあっては、受水タンクの給水口まで
- 2 管理者は、受水タンクを設ける場合の設計審査において必要があると認めるときは、受 水タンク以下の装置の設計図を、給水装置の新設等をする者から徴することができる。

(給水装置の構造及び材質)

- 第五条 条例第七条第一項に規定する配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」 という。)までの間の給水装置には、分水栓及び止水栓を取り付けなければならない。
- 2 前項の給水装置(分水栓及び止水栓を含む。)の構造及び材質は、水道法施行令(昭和 三十二年政令第三百三十六号。以下「政令」という。)第六条の基準に適合し、かつ、管 理者が別に定めるものに適合したものでなければならない。

(令和三企管規程三・一部改正)

(工事費の算出方法)

- 第五条の二 条例第八条第二項の工事の施行に要する費用は、次の各号に掲げる費用の合計 額とする。
 - 一 材料費
 - 二 労力費
 - 三 道路復旧費
 - 四 運搬及び工事雑費
 - 五 間接経費
- 2 前各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

(令和元企管規程一五・追加)

第三章 給水

(用途別の給水装置の設置)

第六条 水道を条例別表に規定する複数の用途に使用する場合の給水装置又は受水タンク 以下の装置の構造は、それぞれの用途別に区分して使用水量を計量できる装置又は構造と しなければならない。

(平成二七企管規程四・一部改正)

(計量の例外)

- 第七条 条例第十一条第一項ただし書の規定により計量の必要がないと認めるものは、次に 掲げるとおりとする。
 - 一 私設消火栓
 - 二 その他管理者が計量の必要がないと認めるもの

(受水タンク以下の装置へのメーターの設置等)

- 第八条 受水タンク以下の装置の所有者で、条例第十一条第二項ただし書の規定による当該 装置へのメーターの設置を希望するものは、受水タンク以下の装置への水道メーター設置 申込書(様式第二号)を管理者に提出しなければならない。
- 2 条例第十一条第二項ただし書の規定によりメーターを設置することができる受水タン ク以下の装置は、次に掲げる条件に適合したものでなければならない。
 - 一 住居部分と非住居部分に使用上区分され、かつ、住居部分の水道が家事用として使用 されること。
 - 二 当該装置の位置が、メーターの設置、取替え及び検針の作業等に支障を及ぼさないものであること。
- 3 条例第十一条第二項ただし書の規定によるメーターの設置は、前項第一号に規定する住 居部分に限るものとする。
- 4 管理者は、第一項の規定による申込みの承認を決定したときは、当該申込者に通知するものとする。
- 5 メーターを設置した受水タンク以下の装置の管理責任は、当該装置の所有者が負うものとする。

(メーターの貸与等)

- 第九条 条例第十二条第一項の規定によりメーターの貸与を受けた者は、メーター保管証を 管理者に提出しなければならない。
- 2 メーターの設置個所及びその周囲は、常に清潔にし、かつ、検針その他作業に障害となる物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

(代理人の届出)

第十条 条例第十三条の規定による届出は、給水装置所有者代理人届(様式第三号)により 行うものとする。

(管理人の届出)

第十一条 条例第十四条第一項の規定による届出は、給水装置管理人届(様式第四号)により行うものとする。

(使用の中止等の届出)

- 第十二条 条例第十五条第一項(第二号を除く。)の規定による届出は、水道使用中止・廃止届(様式第五号)又は水道用途変更届(様式第六号)により行うものとする。ただし、管理者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 条例第十五条第二項の規定による届出は、水道使用者変更届(様式第七号)、給水装置所有者変更届(様式第八号)、給水装置所有者代理人変更届(様式第九号)、給水装置管理人変更届(様式第十号)又は共用給水装置使用者異動届(様式第十一号)により行うものとする。

(令和四企管規程四・一部改正)

(私設消火栓の使用及び封印)

- 第十三条 私設消火栓の所有者は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の規定 に基づいて設置された消防機関が消防用に当該私設消火栓を使用するときは、その使用を 拒むことができない。
- 2 私設消火栓は、管理者が封印する。

(給水装置及び水質の検査の費用)

- 第十四条 条例第十八条第二項の特別の費用は、次に掲げるものとする。
 - 一 給水装置の構造又は材質若しくは機能について、通常の検査以外の検査に要する費用
 - 二 供給する水の色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否について、 通常の検査以外の検査に要する費用
 - 三 その他通常の検査以外の検査において特別に要する費用 第四章 料金及び加入金

(用途の適用基準)

第十五条 条例別表に規定する用途の適用基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定めるところによる。ただし、二種以上の用途に使用する場合の区分は、その主要なも のによる。

- 一 一般用 次に掲げる用途以外のもの
- 二 浴場用 公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定により青森県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場(以下「公衆浴場」という。)の用に供するもの
- 三 公設プール用 公設プールの用に供するもの

(平成二七企管規程四・一部改正)

(料金の月計算)

- 第十六条 水道料金(以下「料金」という。)は、定例日の翌日から次の定例日までを一箇 月分として算定する。
- 2 条例第二十二条第二項のやむを得ない理由によって定例日以外の日にメーターの検針 を行う場合で、条例第三十六条又は第三十七条の規定によるときの料金は、一箇月分とみ なして算定する。

(料金の日割計算)

- 第十七条 条例第二十七条第一項に規定する基本料金の日割計算は、次に定めるところによる。
 - 一 水道の使用を開始した日を含む月分の基本料金は、条例別表に規定する基本料金に使用開始日から定例日までの日数を乗じて得た額を三十日で除して得た額とし、当該除して得た額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
 - 二 水道の使用を中止又は廃止した日を含む月分の基本料金は、条例別表に規定する基本料金に定例日の翌日から中止又は廃止した日までの日数を乗じて得た額を三十日で除して得た額とし、当該除して得た額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
 - 三 使用開始日から定例日までの日数又は定例日の翌日から中止若しくは廃止した日ま での日数が三十日を超えたときの料金は、一箇月分とみなして算定する。

(平成二七企管規程四・一部改正)

(水量端数の計算)

第十八条 メーターの検針時において、使用水量に一立方メートル未満の端数があるときの 当該端数は、翌月分の使用水量にこれを算入する。ただし、条例第二十二条第二項の規定 による場合は、この限りでない。

(共用給水装置の料金)

第十九条 管理者は、共用給水装置による料金の算定において、当該装置に係る各使用者が

専ら家事の用に水道を使用するときは、当該装置を使用している各戸にそれぞれ口径十三 ミリメートルのメーターが設置されたものとみなすことができる。

- 2 前項の規定による料金の算定の適用を受けようとする共用給水装置の所有者又は管理 人は、共用給水装置使用届(様式第十二号)によりあらかじめ管理者に申し込み、その承 認を受けなければならない。
- 3 管理者は、特別の理由があると認めるときは、共用給水装置に係る各使用者の使用水量 を認定し、料金を算定する。

(メーター検針時の告知)

- 第二十条 管理者は、メーターの検針を行ったときは、その都度、使用水量を水道の使用者 又は管理人に告知する。
- 2 管理者は、条例第二十四条の規定により使用水量を見積もりし、又は条例第二十五条の 規定により使用水量若しくはその用途を認定したときは、その旨を水道の使用者又は管理 人に告知する。

(使用水量の認定方法)

第二十一条 条例第二十五条の規定による使用水量又はその用途の認定は、使用状況を考慮 して管理者が定める。

(料金の精算)

- 第二十二条 料金は、その納付後に過不足を生じたときは、その差額を還付し、又は追徴する。ただし、差額を還付する場合で納入者から申出があったときは、当該差額を次回徴収の料金に充当精算することができる。
- 2 前項ただし書の規定は、条例第二十八条第二項及び第二十九条第三項の精算について準 用する。

(料金の減免又は徴収猶予)

- 第二十三条 条例第三十条第一項の規定により料金の減免又は徴収猶予を受けようとする 者は、水道料金減免・徴収猶予申請書(様式第十三号)を管理者に提出しなければならな い。ただし、管理者が災害その他特別の理由により申請の必要がないと認めるときは、こ の限りでない。
- 2 管理者は、前項の申請を受けたときは、その適否を決定し、水道料金減免・徴収猶予決 定通知書(様式第十四号)により申請者に通知するものとする。

(令和二企管規程六・一部改正)

(工事申込み後の加入金の徴収)

- 第二十四条 条例第三十一条第二項ただし書の規定により認める特別の理由は、次の各号の いずれかに該当するときとする。
 - 一 天災地変のため緊急に給水装置の新設又は改造をする必要があるとき。
 - 二 国又は地方公共団体の機関による給水装置の新設又は改造の申込みであるとき。 (加入金の環付)
- 第二十五条 条例第三十一条第三項ただし書の規定による加入金の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、還付する額は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 給水装置の新設又は改造の申込みを取り消した場合 既納の加入金の額
 - 二 給水装置の新設又は改造の工事の設計を変更(変更後の工事に係る加入金の額が既納の加入金の額より小額となる場合の変更に限る。)した場合 変更後の工事に係る加入金の額と既納の加入金の額との差額

(加入金の免除)

- 第二十六条 条例第三十三条の規定による加入金の免除は、次の各号のいずれかに該当する 場合に行うものとし、免除する額は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基づく生活扶助を受けている者が給 水装置を新設する場合 メーター口径十三ミリメートルに応ずる加入金の額
 - 二 共用給水装置を廃止し、同一場所に専用給水装置を新設する場合 メーターロ径十三 ミリメートルに応ずる加入金の額
 - 三 給水装置の所有者が、現に所有する給水装置を廃止し、別に給水装置を新設する場合 現に所有する給水装置に係るメーター口径に応ずる加入金の額

第五章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

- 第二十七条 条例第四十二条第二項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道(以下「貯水槽」という。)の設置者のうち、有効容量が五立方メートルを超え十立方メートル以下の貯水槽の設置者は、青森市長の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 貯水槽の設置者のうち、有効容量が五立方メートル以下の貯水槽の設置者(以下「小規模貯水槽設置者」という。)は、次に定める管理基準に従って、その水道を管理するよう 努めなければならない。
 - 一 水槽の掃除を毎年一回以上、定期に行うこと。
 - 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置

を講ずること。

- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止 し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずるこ と。
- 3 小規模貯水槽設置者は、前項の規定による管理に当たり、毎年一回以上定期に、給水栓 における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を 受けるよう努めなければならない。

(平成一九上下水管規程四・令和元企管規程一五・一部改正)

第六章 雑則

(その他)

第二十八条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の青森市水道事業条例施行規程(平成十年青森市水道部管理規程第三号。以下「旧青森市の規程」という。)又は浪岡町水道給水条例施行規則(平成十年浪岡町規則第五号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現に存する旧青森市の規程に基づく様式による用紙は、当分の間、 これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成一八年三月上下水管規程第二号)

(施行期日)

1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前のそれぞれの規程に定める様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規程による改正後のそれぞれの規程に定める相当様式によるものとみなす。

3 この規程の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成一九年九月上下水管規程第四号)

(施行期日)

この規程は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則(平成二四年二月企管規程第一号)

(施行期日)

1 この規程は、平成二十四年二月十一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の青森市水道事業条例施行規程 に規定する様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成二七年三月企管規程第四号)

(施行期日)

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の青森市水道事業条例施行規程 に規定する様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成三一年三月企管規程第六号)

(施行期日)

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年四月企管規程第一○号)

(施行期日)

1 この規程は、令和元年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の青森市水道事業条例施行規程 に規定する様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則(令和元年一二月企管規程第一五号)

(施行期日)

この規程は、令和二年一月一日から施行する。

附 則(令和二年五月企管規程第六号)

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年三月企管規程第三号)

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和四年二月企管規程第四号)

(施行期日)

この規程は、令和四年三月一日から施行する。

	(第3条関係) 市公営企業管	理者 柞	*							紿	水装	置	新	设 等	申:	込 1	書					Γ	マイク	12				年	月		日道部確認
青森市	水道事業条例	第4条第	1項及で	 /第6条第	育2項の共	見定に基	づき、	給水装置	その新設	等の申	込みを	します。										L	番	号							
給水装置 工 事 申 込 者	フリガナ							•	電話					申 込 承 完成届 合	認品提出			<i>y</i>	年年年年	月 月 月	日 日 日	3	受付番 表認番 完成核	号			年	月	В	2.	設計変更 工事取消 記録抹消
指定給水 装置工事事業者	代表者 氏名			主任	技術者」	氏名		•	電話			•	D	設計 工事 取 出 及 管種	種は区で	別 分 ゾ	1. 配· 分! 取出	新設 給水 ² 岐工法 切状	管 E 児	2. 改 1. 1. サ 1. PP 1. PP	造 市管 ドルイ チー: 取出す	†分オ ズ 写り	2. <栓 2 5. そ	4. 私管 . 割T: の他(2.	撤去 字管 3 既設耳	完 I 3. # 3. MC	- 予 - 給水管 チース) 利用			水受(年 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	寸 1. 有 月 F mm mm
委任	委任事項	住所 氏名 1 下記 2 下記	この場所	の給水:装置工		の手続き る納入i) 氏	所 名 - る件	(指定給 承認に限			業者)	0	給水	対	象	1 6. 単 11.	般住 採所 建売自	道 宅 : 7. E宅	2. 二 店舗 12.	道 世代化 8. 建築	3. 市 主宅 病院 C事月	i道 4 3. 二 9. 1	. 私道 世帯伯 賃貸住 13.	宅 10 仮設	農道 . 三四 . 私不	皆直結 有管(1 その他	の他(給水有 . 開発	り 5. 行為 3 m³		譲地)
給水装置設置場所	青森市		大字		字	7	· 目		番番			号号		お客さ 及 メーク	y —∤	番号					<u> </u>						фп	m 参考 m 番	図面号	i l	
構築物	の名称									Zashi			╛	メ ータ・ 撤	が新		一口名 直絡 親	t	13	20		25	40	50	7	5	100	150	(備考
水道新		13	20	25	40	50	75	100	150	その他 ()	加入	金合	円	設置状況	撤	:去	子 直線 親 子	ti													
全 撤:	子 直結 表 親 子												円	× -	9	- 保	: 管	žiE.					を保管したと				とを負い	います。			•
水 道	加入金					円	納入	年月日		4	年	月	В	開発行	亍為 [区域	開	発年度				年,	度月	発者名	K						
設計審	查手数料	口径		mm		円	1							台帳 番号	市社	有管一	-P.			,	私有管	∯—P			3	黎内区	1	P.			
完成検	查手数料	口径		mm		円	1							備考				_								_					
合	計					円	1																								

様式第2号(第8条関係)

		整理年月日	•		•
受水夕	ンク以下の装置への水道メ	ーター設置申込	上書		
			年	月	日
青森市公営企業管理者	様				
		氏 名			印
青森市水道事業条例施2 水道メーター設置の申込み	〒規程第8条第1項の規定に ☆をします。	基づき、受水ク	タンク以	下の装	置への
(ふりがな)					
申 込 者 氏 名					
申 込 者 住 所					
(ふりがな)					
受水タンク以下の装置の 所 有 者 氏 名					
受水タンク以下の装置の					
所 有 者 住 所					
水道メーターの設置場所					
水道メーターの口径				ミリメ	ートル
水道メーターの数量					個
注 1 受水タンク以下	の装置の所有者が多数の場	場合は、代表者	が申込る	みして	くださ

- 注 1 受水タンク以下の装置の所有者が多数の場合は、代表者が申込みしてください。
- 2 受水タンク以下の設計図及びしゅん工図を添付してください。 備考 この用紙は、日本工業規格A4のつづり込み式とする。

様式第3号(第10条関係)

休 八 男 37	3 (3310	不因所	/					
					整理	!年月日	•	•
			給 水 装	置所有者代	理 人	届		
						年	月	日
青森市	 方公営①	企業管理	里者 様					
				住 所				
				(ふりがな) 所有者氏名				印
				電話	i	局		番
青森市届け出る		事業条例	列第13条の規定	により、給水装	置の所	有者の代理)	人を選定	したので
お客さる	ま番号		_	検針順路				
給水装	置の所	在地						
種別	及び	用途	専用・共列	用 給水装置			用	
(4) 1 1 1	住	所						
代理人	(ふり 氏	がな) 名			電話	自宅	・勤務が	先 局 番

様式第4号(第11条関係)

										整理	里年月日	3		•		
青森市	 古公営企	企業管理	里者		水	装	置	管	理	人	届	年	Ξ.	月	日	
							(&	sりか 有者.	な)						印	
							電		話			局			番	
青森市出ます。		事業条例	列第14	条第	1項0	の規グ	定に、	より、	、給	水装	置の管理	里人を	選定	ぎした	ので届	届け
お客さる	ま番号					検	針	順	路							
給水装	置の所	在地														
種別	及び	用途	専用		共	用	給	水装	置				J	用		
SSS: THE I	住	所														
管理人	(ふり 氏	がな) 名								電話		自等	宅・	勤務分	先	局番

様式第5号(第12条関係)

						整理年月	ПП	•	•
	水	道	使月		TT TT		•		
青森市公営企業管	管理者 樣	ŧ					年	月	日
				氏	3	Ä			印
青森市水道事業彡	条例第15条第	1項の	規定に	こより、	水江	道の使用	中止廃止	を届け	出ます。
お客さま番号	_		検	針 順	路				
(ふりがな) 届出者氏名									
住所							電話		
(ふりがな) 所 有 者 氏 名									
住所							電話		
給水装置の所在地									
種別及び用途	専用・	共用	給	水装置				月	1
使用者の世帯数			世	帯				J	
中止・廃止予定日			年	月		Ħ			

様式第6号(第12条関係)

			整理年月日	
青森市公営企業 ^A		用 途 変		平 月 日
		氏 :		印
青森市水道事業	条例第15条第1項 σ)規定により、水流	道用途(種別)の	の変更を届け出ます。
お客さま番号	_	検 針 順 路		
(ふりがな) 届出者氏名				
住所			電記	括
給水装置の所在地				
方書				
変更の事由				
変更前用途	専用・共	:用 給水装置		用
変 更 後	専用・共	用 給水装置		用

様式第7号(第12条関係)

				整理年月日	3		•
青森市公営企業管理者		吏 用 者	変	更 届	年	月	Ħ
		氏	彳	Ż			卸
青森市水道事業条例第1	5条第2項の対	規定により、	水道	道の使用者の	の変更	を届ける	出ます。
お客さま番号	_	検 針 順	路				
(ふりがな) 届 出 者 氏 名	19						
住所				Î	電話		
給水装置の所在地							
方 書							
異動年月日	年 月	l H		異動事由			
(ふりがな) 旧使用者氏名							
住所							
(ふりがな) 新使用者氏名							
住所				ć.	電話		

様式第8号(第12条関係)

	整理年月日・・・・・
	給水装置所有者変更届
	年 月 日
青森市公営企業管	理者 様
	新所有者 住 所
	ふりがな 氏 名 印
	電 話
青森市水道事業条す。	た例第15条第2項の規定により、給水装置の所有者の変更を届け出ま
お客さま番号	一 検針順路
給水装置の所在地	
変更年月日	年 月 日
変 更 事 由	1 売買 2 相続 3 その他()
旧所有者氏名	印
住 所	電話
旧所有者ます。	のため、署名捺印が得られませんので、下記書類を添付し
□ 売買契約書	□ 戸籍の謄本又は全部事項証明書
□ 土地・家屋登記 □ 法人登記簿謄本	
あっても、 2 新所有者z	に係る権利関係については、後日利害関係人等から異議の申し出か 水道部はその責任を負いません。 が市外に居住している場合には、市内に居住するものを代理人として 届出願います。

様式第9号(第12条関係)

						整理年月日	
=	≠水→	= 1, 24, A			有者代理	人 変 更年	届 月 日
1	月林川	 公呂 正	未官店	基本 様	氏 名		印
	青森市ます。	亦道事	業条例	列第15条第2項の規	定により、給水	く装置所有者の	代理人の変更を届け
お	客。	きまき	番号	_	検針順路		
(. 届) が 者 氏	な) : 名				
住			所			電話	
	ふ 有						
住			所			電話	9
給	水装	置の所	在地				
種	別	及びり	用途	専用・共用	給水装置		用
ArA-	変更	(ふり) 氏	がな) 名				
管理	前	住	所				
生人	変	(ふり) 氏	がな) 名				
	更 後	住	所			電話	

様式第10号(第12条関係)

		3	整理年月日	
	給 水 装 置	管 理 人 変		
青森市公営企業管理	里者 様		华	月 日
		氏 名		印
青森市水道事業条例	関第15条第2項の規	定により、給水装	装置管理人の	変更を届け出ます。
お客さま番号	_	検針順路		
(ふ り が な) 届 出 者 氏 名				
住所			電話	
(ふりがな) 所有者氏名				
住所			電話	
給水装置の所在地				
種別及び用途	専用・	共用 給水装	置	用
変 (ふりがな) 変 氏 名				
管 更 前 住 所				
理 (ふりがな)				
変 氏 名				
後住所			電話	1

様式第11号(第12条関係)

				整理	年月日	•	٠	
	共用給力	く装置 ਿ	吏 用:	者 異 動 昂	孟			
					年	月	日	
青森市公営企業管	管理者 様							
			氏	名			印	
青森市水道事業系 ます。	於例第15条第2項₫)規定によ	り、井	:用給水装置	置の使用	者の異動	を届けり	出
お客さま番号	_	検針順	路					
(ふりがな) 届出者氏名								
住 所					電話	i		
給水装置の所在地								
(ふりがな) 使用者氏名								\exists
(ふりがな)加入者氏名	世 帯 構 成 人 数	年月日		りがな) 者 氏 名	世帯人	構成数	年月	日
								$\cdot \mid$
								\cdot
								$\cdot \mid$
								$\cdot \mid$
								\cdot
増減後の使用状況			世帯	;		人		

様式第12号(第19条関係)

					整理年月日		•
	共 用	給 水 装	置使	用		月	Ħ
青森市公営企業管	音理者 様						
			氏	名			印
青森市水道事業 用に使用しますので		9条第2項の	規定に	こより)、共用給水装	置をも	っぱら家事
お客さま番号	_	検針順	路				
(ふりがな)							
届出者氏名							
住 所					電話	i	
給水装置の所在地							
方 書							
(ふりがな)							
使用者氏名							
(ふ り が 共用使用者		世帯構成人数		#	(ふりがな) :用使用者氏名		世帯構成 人 数
共用使用有	1111	八 奴		- 六	: 用使用有以有		八 奴
使用開始年月日	年	月 日	計		世帯	:	人

様式第13号(第23条関係)

								年		月	F
青森市公営企業管	管理者	様									
					申請者	電話看	名	L			FI
青森市水道事 次のとおり申請 l		水道料金 第30条第1項			免 収猶予 ()、水道 ⁽⁾	申請: 料金の漏		収猶予を	受け	たい	のて
減免・徴収猶予 希 望 月 分			年	月分	分から	年	月分ま	で			
水道料金	円										
申請の理由											
減免・徴収猶予 を受けようと する水道料金の 納 付 方 法											
		家族	構成	ح	収フ	、状	況				
氏 名	続柄	勤務先	平均月収	額	氏	名	続柄	勤務先	平	均月山	又額

様式第14号(第23条関係)

第 号 年 月 日

様

青森市公営企業管理者

水道料金減免・徴収猶予決定通知書

年 月 日付けで申請のあった青森市水道事業条例第30条第1項の規定に 基づく水道料金の減免・徴収猶予については、下記のとおりとなりましたので通知いた します。

記

1 減免・徴収猶予を 承認する 承認しない

2 対象月分年 月 日分から年 月 日分まで

3 対象水道料金 円

 4 徴収猶予期間
 年 月 日から

 年 月 日まで

5 承認しない理由

様式第1号(第3条関係)

(平成31企管規程6・全改)

様式第2号(第8条関係)

(平成18上下水管規程2・一部改正)

様式第3号(第10条関係)

(平成18上下水管規程2·一部改正)

様式第4号(第11条関係)

(平成18上下水管規程2·一部改正)

様式第5号(第12条関係)

(平成18上下水管規程2・一部改正)

様式第6号(第12条関係)

(平成18上下水管規程2・一部改正)

様式第7号(第12条関係)

(平成18上下水管規程2·一部改正)

様式第8号(第12条関係)

(平成18上下水管規程2・平成24企管規程1・一部改正)

様式第9号(第12条関係)

(平成18上下水管規程2・一部改正)

様式第10号(第12条関係)

(平成18上下水管規程2・一部改正)

様式第11号(第12条関係)

(平成18上下水管規程2·一部改正)

様式第12号(第19条関係)

(平成18上下水管規程2・平成27企管規程4・一部改正)

様式第13号(第23条関係)

(平成18上下水管規程2・一部改正)

様式第14号(第23条関係)

(平成18上下水管規程2・平成31企管規程10・一部改正)